

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第61回電力・ガス基本政策小委員会
議事要旨

日時：令和5年4月27日（木）17：30～19：52

場所：オンライン会議

出席者

＜委員＞

山内委員長、秋元委員、岩船委員、牛窪委員、大石委員、大橋委員、松村委員、村松委員、武田委員、石井委員

＜オブザーバー＞

株式会社エネット 谷口代表取締役社長、電気事業連合会 佐々木副会長、電力広域的運営推進機関 大山理事長、一般社団法人日本ガス協会 早川専務理事、送配電網協議会 平岩理事・事務局長、電力・ガス取引監視等委員会 新川事務局長

＜経済産業省（事務局）＞

小川電力基盤整備課長、吉瀬電力産業・市場室長、野田ガス市場整備室長

議題

- （1）電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について
- （2）大手電力における不祥事案に係る課題と対応の方向性について
- （3）小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の選択肢と安定性の確保に向けた検討課題について
- （4）電力需給の動向等について
- （5）供給力の確保策について

配布資料

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 議事次第 |
| 資料2 | 委員等名簿 |
| 資料3 | 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について |
| 資料4 | 大手電力における不祥事案に係る課題と対応の方向性について |
| 資料5 | 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の選択肢と安定性の確保に向けた検討課題について |
| 資料6 | 電力需給の動向等について |
| 資料7 | 供給力の確保策について |

議事要旨

(1) 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について（資料3）

※委員からの御発言はなし。

(2) 大手電力における不祥事案に係る課題と対応の方向性について（資料4）

●オブザーバーコメント：

・対象の一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者に対し、4月17日付けで業務改善勧告を実施したほか、制度設計専門会合において再発防止策を議論しているところ。一昨日の制度設計専門会合では、各社における社内ガバナンス体制の構築について、各社における取組みを基本としながら、当委員会において今後1年間を集中改善期間として実地確認の実施、委員会の面談・意見交換、処分の軽重に応じた頻度でモニタリングを実施した上で、取組み状況の評価を行うこととした。外部からの規律については、資料 p.15 のとおり、電取委の事務局の中に総合監査室を新設し、本日の議論も踏まえて、監査機能・体制強化に取り組む。

・カルテル事案は電力の適正な取引確保の観点から極めて問題。3月30日付けで報告徴収を行い、各社へのヒアリング等を行いつつ、対応検討中。また、各社への対応検討として並行して、制度設計専門会合においてガイドラインの改定やモニタリングの強化についても検討を開始したところ。引き続き検討を深めていく。

●委員コメント：

・p.15 のとおり、内部での改革に加えて、点検・確認といった外部改革は必須。3つの主体が示されているが、それぞれの主体が専門的知見を生かし、レベルを高めていってほしい。電取委が中心になって体制整備・機能充実を進めることになると思うが、実効性のためにはマンパワーなどが必要で、特にシステムの確認には専門的な知識が必要なので、ここをどう補強していくかがポイント。業界・各事業者でも取組みが実施していくわけだが、ルールベースで改善策を続けていると、そのうちにルールだからやっているということになる恐れがあると思うので、本質的な今回の問題は何かを捉え、行動に結びつけていってほしい。

・小売電気事業者間の競争促進については、需要家側の電気料金に関する認識や知識は必ずしもあつくないということを前提に考え方を整理する必要がある。システム改革では、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的とされてきたが、今後の事業環境で大事なものは、魅力的安定的継続的な電気料金メニューを提供し、需要家の満足をいかに高めるかということだと思う。それを実現するために、短期長期を含めた電源調達があるのだと思うが、アンケート結果をみると、発電事業者は10年以上の契約を希望しているという一方で、小売電気事業者は望んでいないということになっている。金融機関からすると安定的な収入があるとファイナンス上も良いので発電事業者が長期の契約を望むことは理解できるが、電力産業全体を持続可能なものとするためには、発電事業者や小売電気事業者などどれか特定の主体にフォーカスするのではなく、全体を俯瞰してバランスをとっていくことが大事だと思う。

●委員コメント：

・資料4の1. p.15 で外部からの規律をいれることで実効性を高めていくということは賛成。1点教え

てほしいのだが、外部専門家のシステム監査とあるところの「外部」というのは、会社の外側からの監査という意味か。監査は、法的な枠組みがあり、その上で監査基準が必要となる。通常、各電気事業者は会計士の監査を受けていると思うが、その中でも情報システムはみる。しかしそれは、財務報告の適正性の観点であって、行為規制の観点からの監査ではないので、今回のことにフォーカスをあてた監査を新たに実施するのであれば、そのための法整備や監査基準が必要となる。どこまで考えているのか。社内の内部監査の質・スコープを広げることが最優先だと思うので、この強化にあたって外部専門家の知見がはいることは結構だと思う。そこから始めてはどうか。

・資料4の2. p.27で、取組みはいずれもその通りだと思うが、気になったのは、従業員の不正行為は示されている策で抑止効果が得られると思うが、マネージメントオーバーライドとして、経営者による事案というのは、今の対応策では必ずしも予防できないと思う。取締役会のガバナンス強化として社外取引役の増員や取締役会がそもそもきちんと機能しているかを見ていくといったことが重要。

・資料4の3. は、所有権分離の話があがっているのは認識しているが、拙速に結論をだすのではなく、きちんと検討した上でだと思う。中立性を高めるための方策の1つだとはあると思うが、数ある対策の中で真にこれが一番効果的であるのかを考えないといけない。策の効果と発生するメリデメを比較検討した上で、最終的な対応策に落としこんでほしい。あわせて分離した後の姿まで考える必要があると思うので、そこまで考えた上で今の問題点を本当に解決しているのかという観点も忘れてはいけない。

●委員コメント：

・一連の不祥事に対する対策の方向性に異論はない。需要家としては適正な競争環境が確保されることが重要であるとする。安定供給と需要家の利益確保のために、特商法だけではなく他の法令も参考にしつつ、実効性のある措置を検討いただきたい。

●委員コメント：

・小売電気事業者間の競争促進について、低圧部門の競争促進のネックになっているのは、規制料金ではないか。一連の不祥事もあり、値上げ審査において燃料価格が見直しされるなどはしたが、申請が認められつつある。しかしかなり遅れており、実情にあった値上げも厳しいのが現状。値上げが遅れるほど、赤字が膨らみ、安定供給が難しくなることに加えて、不当廉売に該当する可能性もあるのではないか。規制料金と競争する新電力にとってもこういった環境は厳しいはず。こうしたことを踏まえれば、規制料金の解除を考えるべきではないか。ただし、現行のルールでは規制料金を解除とはならないと思うので、そこはタブーなく考えてほしい。足元は規制料金の需要家が多くなっているのではないかと、口コミでも規制料金に戻るのが一番安いといわれている。そろそろ見直すべき。

・一般送配電事業者の在り方ということで、所有権分離の話が出た。様々な不祥事がおきたことは残念であるし、電力会社の信頼が毀損されたことについては、厳しく対応すべき。情報漏洩について、物理的なシステム分割を行うことはコストもかかることだが、取組むことになっている。所有権分離の意見があるのはわかるが、財産権の問題もあるし、その効果というのは、立ち止まって考えないといけない。中立性の確保の点があるのは理解するが、燃料費が戦争で大幅に上がったり、CN対策もあり、電力産業を取り巻く環境が非常に厳しい中で、大きな体制変更をするというのは更にお金もかかることになる。所有権分離されたとして、中立性の立場から離れる発電部門・小売部門というのは、経営的な観点

から、たとえばこの電源は撤退するとか、小売部門は赤字だから切り離すということも選択するわけで、需要家サービスが落ちる可能性もある。中立性が確保できても、電気事業自体が痛んで、持続可能ではなくなるリスクもある。電力産業は非常に公益性が高い分野なので慎重に検討してほしい。

●委員コメント：

・消費者の立場としてコメントする。今般のあらゆる不祥事により電力会社への信頼が損なわれている。それは事業者に対しても電力システム改革に対しても、である。電力システム改革は消費者が選べるようになるということに加えて、できるだけ価格の上昇を抑えられる方向にということだったと思うが、それがいつからか、電力システム改革をすれば、電気料金を安くなるのだ、上がらないのだという情報に変わっていたと思う。それは消費者にも責任があるし、小売電気事業者が勧誘する際に安くなるということだけをPRした結果でもある。そうすると事業者からの情報提供についてはいかにフラットにするかが重要。安さだけでなく電源構成を伝えるなど。電源構成を見て考えれば、燃料価格が上がれば火力発電のコストは上がる、電気料金も上がるということがわかるのだが、安さだけを売り物にしてしまうと、消費者がその構造を理解することも難しくなる。比較可能な情報という話もあったが、そこもしっかりと取り組んでいただきつつ、消費者側にも学校での教育をするなど、文科省や消費者庁とも一緒になって取り組んでほしい。また、事業者も安さだけを押し出すのではなく需要家が理解できるような説明を心がけてほしい。

●委員コメント：

・不祥事の対策として事務局の案は合理的な整理だと思う。資料4の p.30 だが、もともとカルテルや競争に関する疑念が強く出る前から、様々取り組んできたわけだが、今回の不祥事を受け、再度十分だったのかということを考えながら、今までやってきたことを更に深掘りする方向性に賛成。その点で、電源アクセス環境の改善は進んできていると資料にあるが、内外無差別の取組が進みつつあるエリアがあること、評価できるようなものがでてきていることは正しいと思うが、ここまで競争制限の疑いがでてきている中で、今実施されているオークションや市場といった公正なアクセスの手法が本当にそのやり方で良いのかはしっかりと見ていかないと行けない。発電部門がエリアを跨いだ取引を禁止するというような契約条項をいれているとすると、今回問題となったような市場分割そのものと疑われてもしょうがないのではないかと。発電部門からは安定供給といった言い訳は出てくるのだと思うが、電気の特性を理解すれば、それが単なる口実とわかるはず。そういった条項が残っている中で、環境が改善して良い方向であると言い切るのにはさすがに脳天気すぎる。他にも転売規制やオークションなどで取引量の上限を設けるといのは、競争制限につながりかねない。たとえば買い手が電源を開発したり、別の者と取引をはじめたら、途端に取引上限を減らすという発想があるとすれば、それは電源を開発すること、別の取引者を探すというインセンティブを直接阻害することになり、競争相手を直接潰すことにつながる。こういったこともあり、相当細部にわたって見ていかないといけない。監視委が中心にみていくのだろうが、今回の事案を深刻に受け止めて制度設計を立て直そうとしているということを政府全体で出していないといけないと思う。

・p.57の所有権分離だが、情報漏洩に対応とするものとして、実施することは拙速ではないかという意見は説得力があったと思う。所有権分離は重要な1つのオプションなので、検討することは結構である

と思うが、不祥事案対策としての即効性、直接性という面からみても適切ではないということも賛成する。ただし、指摘がなされているという点だが、財産権はそうだと思うし、訴訟がおきる可能性があるのも事実だが、3番目の電気の安定供給を確保するために必要なグループ一体としての資金調達に支障をきたす恐れというのは、本当か。他の整理では、送配電部門は相対的にリスクが小さく、発電部門、小売部門は相対的にリスクが大きいという整理であったと思う。それは送配電部門からすれば、一体になっていることで、リスクの遮断がうまくいっておらず、むしろ資金調達に支障を来す可能性があるという結論になるのではないか。反面、発電部門等は送配電部門と一体となっていることで、資金調達をしやすいということになる。しかしそうすると、送配電部門を所有している事業者が競争部門である発電、小売事業者の中で有利になっているということ示唆していることになる。今回の整理・対応は、形だけ整えるのではなく、実効性のあるものにしないといけない。間接的な効果だけではなく、直接的な効果を持つ策で、事業者が、政府がこんなに努力して、この問題を解決するので、所有権分離をする必要はないと示すべきで、今回それを示すための取組がすべて出されていると思う。裏を返せば、今後も同じような不祥事がおこすのであれば、その時には所有権分離の議論を惹起することになるということ。惹起させないために旧一般電気事業者はきちんとした対策をとるということだと思う。安定供給に支障をきたすということを書くと、今後同じような不祥事を発生させたとしても、所有権分離という選択をとることはできないということになってしまうので、かえって抑止力をおさえることになってしまうのではないか。気をつけてほしい。

●委員コメント：

・情報漏洩とカルテル事案に対する対応は、監視委の対応とエネ庁の対応とが整合性を持つ必要があるので、適切な対応を監視委と協調しながら進めてほしい。営業の禁止については、需要家の不利益になるとの指摘があったが、新規顧客の獲得の禁止など、やり方はいくつかあって、適切なレベルでの対応を検討してほしい。小売電気事業者の競争環境を安定供給とのバランスの観点から改めて見直すということだが、長期に腰を据えた新電力の育成をしていくことが規制料金からの脱却にもつながり、真の自由化の道になる。真の自由化に向けて、需要家への情報提供を通じながら、安定供給にも資する事業者が選択される市場環境を作り、またそれが事業環境をつくることにもつながっていくと思う。内外無差別については、短期価格にメルクマールが集中しがちだが、安定供給に資するのは何かという観点から推進していくべきである。一般送配電事業者については、情報管理に関する体制整備をしっかりと進める。電気通信でも過去情報漏洩に伴う体制論があったわけだが、デメリットも大きいことが認識されたと思う。こういう例も参考にしつつ、まずは監視委が取組みとして示したシステム分割を含む管理体制の整備・強化を進めることが良いと思う。

●委員コメント：

・資料4について、一連の不正事案について、様々な対応が取られることとなっており、期待できる内容になっている。効果を見極めながら継続して対応していくことが重要。一連の不正事案と所有権分離は直接的な関係はないと思うので、所有権分離自体のメリットもあるが、デメリットも大きいので、今回のことを発端として、拙速な議論にはしないでほしい。

●オブザーバーコメント：

・一般送配電事業者の一連の情報漏洩事案についてお詫びする。業務改善命令、業務改善勧告、指導がだれたことを重く受け止めている。現在、各社において再発防止に向けた対策を鋭意進めている。TSO 協議会としてもこれまで4回開催した送配電コンプライアンス委員会において有識者の知見も借りつつ、システムの物理分割や内部統制の強化の各種対策を業界大で対応を進めている。情報管理を実効的なものとするため、外部からの客観的専門的な点検メカニズムについて、コメントする。同委員会において、一般送配電事業者間で他社の取組みを相互にチェックし好事例を共有するなど業界一丸となった能動的な取組についても検討している。これにより新たな気づきが得られ、より実効性のある取組につながるとともに、業界全体の取組を底上げすることができるものと考えている。

●オブザーバーコメント：

・資料4について、対応について異論はない。先日の専門会合の中で、公正取引委員会からの報告の中で、こういった事案以外にも旧一般電気事業者の中で自社又はその販売子会社の小売価格及び自社の販売子会社に卸供給する価格を新電力に卸すよりも安価に設定していた者がいたという情報提供があった。こうした事例も踏まえて、現在監視委において内外無差別の検討検証の中で、取引価格だけではなく、オプション価値、取引条件についても環境整備を進めていただいていることは承知している。さきほど委員からも指摘があったとおり、p.31に例示されているような制約が競争制限につながっていないかという点、加えて、卸価格の水準や条件が、これまで新電力がアクセスしづらかった、高負荷率の需要家など幅広い需要家層に対応できるようになっているかという点も含めて競争環境が実現するための踏み込んだルール整備をお願いしたい。

●オブザーバーコメント：

・資料4について、まず新電力情報の不正閲覧については4月17日に業務改善命令などが発出されるとともに、再エネ業務管理システムの不正閲覧については会員全社に対して指導がされた。重く受け止めており、改めてお詫びする。現在、会員各社において再発防止に向けた対応に鋭意取り組んでいるが、電事連についても外部知見を活用し、各社の取組みを横断的に確認することにより、業界全体として取組みのレベルアップを図り、電気事業の中立性の確保や信頼の回復に努める。公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令、課徴金納付命令を一部の電力会社が受け、お騒がせしていることを、重ねてお詫びする。電事連は、独占禁止法の違反行為の命令対象とはなっていないが、公正取引委員会から違反行為の再発防止に係る申し入れを踏まえて、営業活動の方針の情報交換があったかを確認するため、社外弁護士による専門チームを組成し、調査を行うこととした。調査結果をふまえて、独占禁止法の遵守と競争条件の公平性透明性を徹底していく。

○事務局コメント：

・いただいたご指摘はその通りかと思う。所有権分離については、直接的な対応ではないとの意見を多く頂戴した。一方で、委員より考え方を間違えると、抑止力を抑えることになるというご指摘も重く受け止める。1点他委員からご質問いただいた点だが、現時点では具体の案をもっているわけではないが、何らかの基準というのはあったほうがいいのだと思う。これが公的な基準なのか、業界の自主基準なの

かといったところを含めて今後議論を深めていきたい。

●委員コメント：

・資料4と5は関連があると自分は思う。今回の不祥事は旧一般電気事業者であったが、自由化によって参入した新電力の中には消費者問題をおこしているところもある。それも含めて消費者からは見れば電力自由化の課題である。その意味で小さい事業者だからガバナンスを問わなくていいということはないと思うので、今回は電力事業者の意識として足りないところが露呈した結果だと思うので、厳しくみていければと思う。

(3) 小売電気事業者に対する規律の在り方、消費者の選択肢と安定性の確保に向けた検討課題について(資料5)

●委員コメント：

・比較情報プラットフォームについて、情報提供の充実という方向性は、以前から本審議会において議論されているとおり、需要家のためという目線で進めていただくべきポイント。どういう情報が必要か、どのように必要か、需要家目線で検討いただきたい。そのなかで注意すべきは、ミスリードしない、あくまでもファクトベースで、どういう意味かを迷うことがないようにする、また、お墨付きを与えたり、逆にネガティブな印象を与える形にならないようすること。

・比較情報サイトを生業とする事業者もあり、ここで開示された情報が変に曲解されてマイナス評価にならないように、民業圧迫にならないようにという点も、気をつけていただきたい。

●委員コメント：

・需要家への情報提供への在り方を考えるに当たっては、p.2の①～③の視点が非常に重要。p.2の下段にもあるが、事業者から直接事前に説明を受けられるのか、それともウェブサイトに掲載されている情報を需要家に確認するよう求めるにとどまるのか、その手段如何で需要家の理解もかなり異なると思われるので非常に重要な視点と考える。今回示されている方針案にある通り、国のプラットフォームにおいて、すべての事業者の運営状況を整理するといった点は必要不可欠。小売事業の実態の有無については是非お願いしたいが、加えて、前々回の審議会で申し上げたように、中小企業においてもゼロエミッション由来の電源に対するニーズ、関心は高まっているので、電源構成に関する情報についても、まずは事業者の同意・申し出に応じた形でもよいので、わかりやすい形で開示が進むことを期待。

・あわせて、少しでも多くの需要家がこうした接することができるよう、比較情報のプラットフォームの存在自体も、しっかりと周知していくことが重要と思っており、対応をお願いしたい。

●委員コメント：

・資料がわかれているからよいのかもしれないが、資料5は、資料4のカルテル・情報漏洩・不正閲覧とは全く関係ないにもかかわらず、一緒に議論されたことに若干違和感があった。

・p.5に今後の対策と書かれており、システム開発等をおこなって比較しやすくするというのはよいが、それにもコストがかかり、トランザクションコストなどもばかにならない可能性もある。特に規模の小さい小売事業者にとってはトランザクションコストは相対的に大きくなり、むしろ規模の小さい小売事

業者の競争環境を劣後させる可能性があると考え。いろいろなやり方があるとおもうので、全体としてシステム開発コストもかけずに、規模の小さい小売事業者のコストにもなりにくい形で、適切な情報比較ができるような仕組みを考えていただきたい。

○事務局コメント：

・基本的に、先生方にいただいたご指摘はその通りかと思う。

●委員コメント：

・資料4と5は関連があると自分は思う。今回の不祥事は旧一般電気事業者であったが、自由化によって参入した新電力の中には消費者問題をおこしているところもある。それも含めて消費者からは見れば電力自由化の課題である。その意味で小さい事業者だからガバナンスを問わなくていいということはないと思うので、今回は電力事業者の意識として足りないところが露呈した結果だと思うので、厳しくみていければと思う。

(4) 電力需給の動向等について(資料6)

●委員コメント：

・出力制御について。電化やエコキュート、EVなど昼間需要を増やす、DRなどを増やす方向性をしっかり検討してほしい。需要家にメリットがないと何も動かない。鍵はやはり料金。市場と連動した価格が小売に反映されなくてはいけない。すべてのメニューでなくてもいいが、小売事業者に一定のダイナミックな料金設定を作ってもらうことを義務付けるであったり、カリフォルニアのように昼間安いメニューを作ってもらうような取組が必要だと思う。このように料金が固定的では、DRも電化も進まないと思う。

・現在市場価格の下限は0.01円でひらがなのひのような価格が続いているが、欧米のようにマイナス価格になる部分も検討してはどうか。そうするとより値差がつきDRの価値が膨らむ。さらに託送料金の時間別変動は一送のできるので小売にやってもらうよりやりやすいかもしれないが、こうした取組をフルに活用しPVが余る状態は価格が安くなるというシグナルを出して誘導してほしい。

●委員コメント：

・再エネが拡大するにあたり特に春・秋の需要が停滞する時期は需給ギャップがどんどん拡大することが予想される。即効性という観点で、変動制再エネの蓄電池への設置支援を加速する必要がある。本年4月からローカル系統におけるノンファーム接続の運用が開始されている。導入後の再エネの系統接続や出力制御の状況を十分把握し、需給安定を前提に再エネの主力電源化を進めるべき。

●委員コメント：

・G7の部分。今回対策の講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速という文言があり若干懸念。エネ基の通りS+3Eが重要で安定供給・安全保障第一。日本は海外と情勢が違うので柔軟に対応する必要。

●委員コメント：

・化石燃料に依存することは電気料金に反映される。賦課金を投入して導入した再エネが出力制御されているのは非常に残念。揚水、蓄電池、水素などこれからさらに再エネを増やしていき、残ったものはどうするか検討いただきたい。

(5) 供給力の確保策について(資料7)

(最終保障供給について)

●委員コメント：

・進めていただければよい。

●委員コメント：

・賛成する。必要最小限度の量で価格に影響を及ぼさないようにしてほしい。

●委員コメント：

・再開すること理解した。期間の制約なく必要に応じてということなるのか。もしその場合であっても予測の精度向上を普段に続けていただき、常にそういった効果が得られるのか検証を行うこと。

●オブザーバーコメント：

・全てのコマの分析をして制度設計専門会合で分析を行った。引き続き改善要因分析等を見ながら期間については検討していく。

●委員コメント：

・合理的である。今後制度を考えていくときには市場をうまく使って、調達する調整力を減らせないかも考えることが重要。スポット市場+時間前市場の価格があがってしまうという見方は偏っている。調整力市場の改革も含め検討いただきたい。

●オブザーバーコメント：

・一送各社においては契約量の減少の能動的な取組を実施するとともに、社会的コスト低減のため原資調達再開していく。

(今後の供給力確保の在り方)

●委員コメント：

・基本的にメインでの確保量減らして追加+予備電源でいいのではないか。
・全体的(容量市場やkW公募等の追加的な調達)コストの整理をお願いしたい。バラバラ報告するのではなく、調達コストをまとめて報告をお願いしたい。
・調達コストの抑制ができればいいのか検証が必要。

●委員コメント：

・事務局方針に異論なし。予備電源として短期立ち上げ可能な火力電源の故障、点検延長に関しても考慮。量とタイミングが重要でありコスト増にならないように注意が必要。

●委員コメント：

・現行の供給計画より数字を持ってきているだろうが情報の確度が事業者によって異なる。事業者間の丁寧な調整が必要。予備電源を必要供給力に入れていく（容量市場外の供給力）電源の裏付けをしっかりと確認すべき。

●委員コメント：

・全体最適を検討しどれだけ確保するか検討すること。

●委員コメント：

- ・裏付けのある確保量の判断をするのか整理する必要がある。
- ・2023年6月メインオークションの準備もあると思うが期限ありきで確保量をきめないこと。
- ・容量市場+kW 公募+kWh 公募全ての公募をあわせてコスト増になってないか。

●オブザーバーコメント：

- ・控除量の考え方については2024年の単年度の差分だけではなくその他要因も含め慎重に判断すべき。
- ・p. 23に安定供給確保の観点から、控除量はできる限り保守的に見積もることが大前提と記載いただいているとおり、中長期的な供給量確保の見通しを踏まえた検討をお願いしたい。

●委員コメント：

- ・具体的な控除量を保守的に見込むということは今後考え方も微修正必要。容量市場なら確実にその他は不確実というのうがった見方である。事故等も見込んで予備分を確保しているはず。
- ・容量市場に出てこないものは、確度は違うものの当てにならないものではない。調整係数の値はことなるものの立ち上がる可能性はないわけではないことに注意。

●オブザーバーコメント：

- ・容量市場に不参加の電源でバイオマス電源等もあるので発電リソース毎に控除することは妥当である。
- ・供給力確保のコストを減少できるよう控除量については議論いただきたい。

●オブザーバーコメント：

- ・容量市場外の供給力を2024年度の差分だけで議論するのは今後も同様ではない可能性もあるため慎重におこうこと。
- ・過度な控除は電源投資へのネガティブな印象にならないようにしていただきたい。